

広島県告示第七百十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定によって、公有水面の埋立てによって次の表の上欄に掲げる土地が福山市の区域内に生じた旨及び同法第二百六十条第一項の規定によって当該土地を同表下欄に掲げる字の区域に編入する旨、福山市長から届出があった。

平成二十一年七月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

上 欄		面 積	下 欄
位 置	位 置		
福山市藤江町字郷頭八二六の三、八二六の四から八三一の四を経て八三三の二に至る間の土地に接する無地番地及び一六の二の土地の地先公有水面	福山市藤江町字郷頭九〇五の二から九一八の五を経て九二三に接する里道に至る間の土地の地先公有水面	四五三・七九平方メートル	福山市藤江町字郷頭
		六六〇・二〇平方メートル	